

特定非営利活動法人日本クリケット協会 会員規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人日本クリケット協会（以下「協会」という。）定款第5条に基づき、会員及び会費に関し、必要な事項を定める。

(資格と区分)

第2条 会員は、協会の目的に賛同し、事業の遂行に必要な費用に充当するため毎年度会費を納入する個人、法人又は団体とし、特定非営利活動法上に定められる社員資格をみたす者。

2 個人については、日本国籍を有する者、若しくは外国籍を有する者のうち、正規の滞在資格をもって日本国に居住する権利を有するものに限る。

3 会員は次の各号に定めるところにより、区分する。

- (1)個人正会員
- (2)団体正会員
- (3)サポーター会員
- (4)賛助会員
- (5)名誉会員

(区分と権利)

第3条 個人正会員とは、協会の目的に賛同し入会した18歳以上の個人で、協会が別に定める会員としての全ての権利を有する。

2 団体正会員とは、主として個人正会員から構成され、原則として協会が主催及び公認する競技大会等に出場する団体であり、競技団体として継続的に活動を共にしている団体。

(2)団体正会員は、団体登録を行った後理事会の審査を経て、会員資格を得るものとする。

(3)団体正会員の代表者は総会での議決権を有する。

3 サポーター会員とは、協会の目的に賛同し入会した個人で、年齢制限はない。

(2)サポーター会員は、協会の理事選挙権、同被選挙権、協会が主催及び公認する18歳以上を対象とした競技大会等への参加権、18歳以上の本邦代表選手被選出権、その他協会が別に定めるもの以外の全ての権利を有する。

4 賛助会員とは、協会の目的に賛同し、又は事業を援助する個人、法人及び団体。

5 名誉会員とは、協会の事業推進に特に功労のあった者で、理事会によって推薦される個人。

(入会)

第4条 個人正会員、団体正会員及びサポーター会員として入会する者は、理事会が別に定める入会要項、更新要項に基づき入会申込書を協会に提出しなければならない。

2 賛助会員として入会する者は、理事会が別に定める委員会入会申込書を協会に提出しなければならない。

3 名誉会員は、理事会が別に定める受諾書を協会に提出しなければならない。

(退会)

第5条 会員資格は入会申込日から1年で失効する。

2 会員で会員資格保持期間中に退会しようとする者は、理事会が別に定める退会届出書を協会に提出し、任意に退会することができる。

(会費)

第6条 会員は、次の各号に定めるところにより、会費を協会に納入しなければならない。

(1)個人正会員 年額2000円

(2)サポーター会員(個人) 年額1000円

(3)サポーター会員(法人) 年額20000円

2 団体正会員、名誉会員は、会費を納入することを要しない。

3 賛助会員は、理事会が別に定める会費を納入しなければならない。

4 前3項のほか、各種事業の推進のため、会員は、必要に応じて総会において別に定めるところによる分担金を負担するものとする。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、これを除名する。但し、除名された者の復帰再入会の余地は必ず残すものとする。

(1)無断退会者及び相当期間継続して会費を納入していない者。

(2)公序良俗に反する行為、度重なる故意或いは重過失により協会並びに会員に対する迷惑行為を行った者。

(3)協会の目的に反して体面を汚し、又は義務を果たさない者。

(4)協会に損害を与えた者。尚、その者はその損害額全額を負担するものとする。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、理事会の審議を経た後に、その扱いを決する。

3 前項の審議後の決定は、総会において承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1)退会届出書の提出をしたとき

(2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(3)相当期間継続して会費を滞納したとき

(4)除名されたとき

(権利の喪失)

第9条 退会した者又は除名された者は会員としての一切の権利を喪失し、既納の会費その他協会の資産に対し、何ら請求することができない。

(特典)

第10条 会員は、協会の目的を達成するため必要な事業の遂行を援助するとともに、協会からの情報、資料の提供、刊行物の配布、講習会への優先参加等の便益を受けることができる。

(報告義務)

第11条 会員は、協会への登録届出事項に変更が生じた際は、速やかに理事会が別に定める変更届出書を協会に提出しなければならない。尚、協会に変更届出書を提出しなかったことにより協会に損害を与えた場合は、第7条第1項第4号に従うものとする。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は返還しないものとする。

(免責)

第12条 協会は、協会が主催及び公認する又はしないの別に拘わらず、競技大会等においては、会員並びに第三者が蒙った損害等に対しては一切責任を負わないものとし、損害を与えた者が一切これを賠償しなければならない。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行し、同日より適用する。